

所得税・消費税・贈与税の確定申告は、正しく、お早めに

平成17年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談及び受付は、2月16日(木)から、贈与税は2月1日(水)から始まります。申告期限はいずれも3月15日(水)ですが、期限間近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。なお、個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の確定申告は、3月31日(金)までです。また、税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、大洲税務署での相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、郵送又は税務署の時間外収受箱に投函することにより、提出できます。

申告書の提出は郵送でお早めに！

★消費税が変わりました

◎平成15年分の売上(課税売上高)が、1千万円を超えた方は、平成18年3月31日までに平成17年分の消費税の申告と納税が必要となります。また、次のような点に注意してください。

- 納税義務者となる方は、速やかに「消費税課税事業者届出書」を所轄の税務署へ提出してください。
- 消費税は預かり金的性格を有する税金です。期限内納付をお願いします。

★社会保険料控除の改正について

国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類を、確定申告書を提出する際に添付又は提示する必要があります。

★老年者控除等の改正について

老年者控除(50万円)について、平成17年分から廃止されました。また、年齢65歳以上の方の公的年金等控除額につきましても平成17年分より改正が行われています。

★はじめてみませんか？振替納税！

申告所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。振替納税は、納付のためにお金を持ち歩くことなく、安全で便利です。

振替納税を利用される方は、税務署に用意してある「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

★インターネットで申告書を作成

国税庁ホームページで、所得税の確定申告書等を簡単に作成することができます。画面の案内に従って、収入金額や所得控除金額等の必要事項を入力すれば、簡単に申告書が作成されます。作成した申告書はA4サイズの普通紙に出力し、

添付書類とともにできるだけ郵送により税務署へ提出してください。

★インターネットで税金相談

インターネット(携帯電話でも可)からもタックスアンサーがご利用になります。24時間、税金の質問にお答えします。

(注) タックスアンサーホームページアドレス
<http://www.taxanswer.nta.go.jp>

★年金受給者の皆様へ

所得税の確定申告説明会開催のお知らせ

◎対象者

・受給している年金の申告が必要な方

○日時・場所

- ・2月3日(金)午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時
- ・大洲市長浜体育館
- 日時・場所
- ・2月7日(火)午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時
- ・大洲市肱川公民館
- 日時・場所
- ・2月8日(水)～2月10日(金)午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時
- ・大洲市総合福祉センター

※問い合わせ先

大洲税務署 個人課税部門
☎3115

※掲載されている事項についての詳しい内容は、税務署又は税務相談室にお気軽にお問い合わせください。



市県民税の申告

平成18年度分市県民税申告相談日程表（土・日曜日は閉庁します。）

地区	期間	受付時間	場所（会場）
大洲	2月16日(木)～22日(水)	9:00～16:30	市役所税務課
柳沢	2月23日(木)	〃	連絡所大ホール
新谷	2月24日(金)	〃	連絡所大ホール
大川	2月27日(月)	〃	連絡所大ホール
三善	2月28日(火)	〃	連絡所2階和室
旧大洲市全域	3月1日(水)	〃	市役所税務課
上須戒	3月2日(木)	〃	連絡所1階会議室
八多喜	3月3日(金)	〃	連絡所1階会議室
平野	3月6日(月)	〃	連絡所大ホール
南久米	3月7日(火)	〃	連絡所図書室
菅田	3月8日(水)	〃	連絡所大ホール
旧大洲市全域	3月9日(木)～15日(水)	〃	市役所税務課

※各連絡所で申告相談を行う日に限り、その管内にお住まいの方の資料を連絡所に持ち込みます。そのため他の会場で申告相談をされる場合、大変お時間がかかりますので極力上記の会場にお越しください。

地区	期間	受付時間	場所（会場）
長浜	2月22日(水)	9:00～16:30	体育館大ホール
白滝	2月23日(木)	〃	白滝公民館
柴・戒川	2月24日(金)	〃	白滝公民館
沖浦	2月27日(月)	〃	沖浦公民館
豊茂	2月28日(火)	〃	豊茂公民館
大和	3月1日(水)	〃	大和公民館
出海	3月2日(木)	〃	出海公民館
櫛生	3月6日(月)	〃	櫛生福祉センター
喜多灘	3月7日(火)	〃	しおさい館

※各申告会場で申告相談を行う日に限り、その管内にお住まいの方の資料を申告会場に持ち込みます。そのため他の会場で申告相談をされる場合、大変お時間がかかりますので極力上記の会場にお越しください。

地区	期間	受付時間	場所（会場）
旧肱川町全域	下記期日を除く申告期間	9:00～16:30	支所3階会議室
大谷	3月1日(水)	9:00～16:30	大谷自治センター
予子林	3月2日(木)	9:00～12:00	予子林自治センター
岩谷	〃	13:30～16:30	岩谷自治センター
正山	3月3日(金)	9:00～16:30	正山自治センター

※各申告会場で申告相談を行う日は、職員が申告会場に出向いています。そのため肱川支所では申告相談ができませんのでご注意ください。

地区	期間	受付時間	場所（会場）
旧河辺村全域	2月17日(金)	9:00～16:30	支所3・4会議室

※上記期日以外でも受け付けますが、極力この日にお越しください。
なお、2月24・28日、3月3・6・13日は申告相談ができませんのでご注意ください。

なお、期間中は混み合いますので、申告相談に時間がかかる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

市県民税の申告

申告書の受付は2月16日(木)～3月15日(水)

市役所税務課市民税係

☎24-2111

(内線128・129・130)

長浜支所総務課税務係

☎52-1111

肱川支所総務課税務係

☎34-2311

河辺支所総務課税務係

☎39-2111

市県民税の申告は、平成18年1月1日現在、大洲市に住所のある人で、申告義務のある人が対象となります。必ず3月15日までに申告してください。

申告義務のある人

平成17年中に、給与・営業等・農業・不動産などの収入があった人

なお、平成17年中の所得の合計額が、各種控除の合計額を超えない人でも申告が必要です。

申告の必要がない人

◆所得税の確定申告を税務署に提出する人

◆事業所から給与支払報告書が市役所に提出されており、所

申告に必要なもの

①印鑑
②所得の算出に必要な収支内訳書・明細書・領収書など
※今年度から農業の経費標準(経費のめやす)が廃止されました。農業収入のある人は必ず収入と経費を把握しておいてください。

③給与・年金などのある人は「源泉徴収票」

④社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、国民年金、介護保険料などの領収書」

※平成17年中の国民年金保険料の納付額については、すべての納付者に対して社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されています。

⑤生命保険料控除、損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」

⑥医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書(原則として、医療費の合計額が10万円を超える場合)など」

⑦雑損控除を受ける人は「損失額の明細書」「損害に関する証明書」など

⑧所得の算出に必要な収支内訳書・明細書・領収書など

※今年度から農業の経費標準(経費のめやす)が廃止されました。農業収入のある人は必ず収入と経費を把握しておいてください。

③給与・年金などのある人は「源泉徴収票」

④社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、国民年金、介護保険料などの領収書」

※平成17年中の国民年金保険料の納付額については、すべての納付者に対して社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されています。

⑤生命保険料控除、損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」

⑥医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書(原則として、医療費の合計額が10万円を超える場合)など」

⑦雑損控除を受ける人は「損失額の明細書」「損害に関する証明書」など

⑧所得の算出に必要な収支内訳書・明細書・領収書など

申告書について

昨年度から申告案内ハガキを送付しています。自主申告をされる人は、申告書を送付します。

申告相談について

市では、上記の日程で市県民税の申告相談を行います。市役所税務課と各支所などを会場に実施します。申告について分からないことや、ご相談のある人はお気軽にご利用ください。営業等・農業・不動産などの収入がある人は収入と経費が確認できるものを必ず、種類ごとに仕分けしてお越しください。申告相談の時間短縮にご協力をお願いします。

また、確定申告をされる人は、税務署で申告されますようお願いいたします。

なお、今年度からすべての申告会場で申告相談を受け付けますが、お住まいの旧市町村管内以外で申告される場合、資料確認等に時間を要することがあります。あらかじめご了承ください。

平成18年 4月
**「愛媛地方税滞納整理機構」
 設 立**
 (その2)

～県内全市町加入の徴収専門組織～

**なぜ、このような組織を
 設立するに至ったのですか？**

- 県内の市町村税の滞納額は年々増加し続けており、このような状況を放置してしまえば、納税秩序の乱れから税務行政への不信感につながります。そこで、この状況を打破し、税財源を適正に確保するため、県内全市町がスクラムを組み、滞納整理の専門組織である「愛媛地方税滞納整理機構」を設立する運びとなりました。

**「愛媛地方税滞納整理機構」とは
 どのような組織ですか？**

- 地方自治法に基づく一部事務組合であり、県内全市町加入の特別地方公共団体です。各市町単独では処理困難な高額滞納案件等を引き受けて、差押等の滞納処分を前提とした滞納整理の促進を目的としています。職員は、市町と県からの派遣職員等で構成され、より専門性の高い滞納整理を行うため、国税OB、弁護士等を顧問として配置し、アドバイスを受けます。機構の事務所は、松山市内に設置されます。

なお、平成17年4月1日現在、茨城、三重の両県において、同様の組織が設立されています。

**「愛媛地方税滞納整理機構」は
 どのようなことをするのですか？**

- 市町からの再三の催告に応じないもの、滞納額が高額なものなどの滞納事案を引き受け、迅速に滞納整理を行います。機構では、広範囲な財産調査を行うことにより、換価しやすい財産を発見し、速やかに滞納処分に移ります。また、差押財産の公売も行います。

**「愛媛地方税滞納整理機構」へ
 滞納事案を引き継ぐまでの
 スケジュールは？**

- 市町では、機構へ滞納事案を引き継ぐ前の2月に、引き継ぎ予定の滞納者に対して催告文書を送付します。指定した期日までに納付意思が見られなければ4月から6月にかけて市町から機構へ滞納事案を引き継ぎ、その後は機構で本格的な滞納整理が行われることとなります。

- 愛媛県税務課ホームページ内に機構概要等を示した資料を掲載しておりますので、こちらも参考にしてください。

ホームページアドレス

(<http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/00007353051028/index.html>)

大洲市では、新たな住宅取得に伴い、次のとおり市営住宅の入居者募集を行います。

入居者の資格

- ・市内に住所または勤務場所を有する人
- ・市税を滞納していない人
- ・現に住宅に困窮している人

募集団地名 肱川大和団地

住所 大洲市肱川町字和川599番地3

募集戸数・間取り 5戸3DK

規模・構造 67・00㎡・鉄筋コンクリート造

入居予定日 4月1日

申込受付期間 3月1日～3月10日

抽選会 日時 3月16日(木)午後7時

会場 肱川支所(応接室)

入居申込先 肱川支所建設農林課または、市役所および各支所

問い合わせ先 市役所建設住宅課

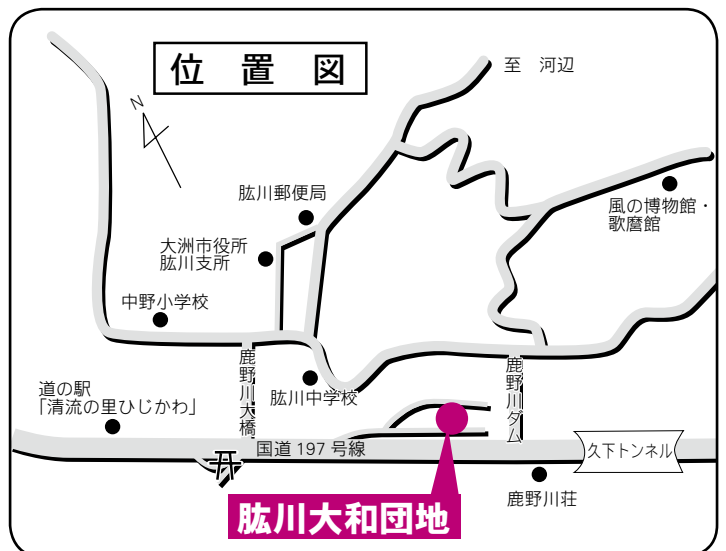
長浜支所建設課 ☎24 2 1 1 1

肱川支所建設農林課 ☎52 1 1 1 1

河辺支所建設農林課 ☎34 2 3 1 1

道の駅「清流の里ひじかわ」 ☎39 2 1 1 1

市営住宅入居者募集



お知らせ

麻しんと風しんの 定期予防接種が変わります

4月1日から、麻しん（はしか）と風しん対策をより一層強化するため、予防接種の2回接種制度が導入されます。

現在、麻しんと風しんの予防接種対象者（1歳～7歳6ヶ月未満）で、どちらか一方でも受けていない人はかかりつけ医とよく相談し、早期に予防接種を受けることをおすすめします。

なお、3月31日までに「麻しんワクチン」「風しんワクチン」のどちらかまたは、両方の接種を受けた人は、4月1日からは「麻しんと風しんの混合ワクチン」を使用する定期予防接種の対象となりません。

問い合わせ先

- 大洲市保健センター ☎ 23-0310
- 長浜保健センター ☎ 52-3055
- 脇川保健センター ☎ 34-2340
- 河辺保健センター ☎ 39-2111

平成18年 3月31日 まで	【対象者】1歳～7歳6ヶ月未満	【接種方法】麻しんワクチンと風しんワクチンを1回ずつ接種
	【対象者】1歳～7歳未満	【接種方法】麻しんと風しんの混合ワクチンを、第1期・第2期で1回ずつ接種
平成18年 4月1日 から	【対象者】1歳～7歳未満	【接種方法】麻しんと風しんの混合ワクチンを、第1期・第2期で1回ずつ接種
	【対象者】1歳～7歳未満、小学校就学時の1年（就学初年度の4月1日～3月31日）	【接種方法】麻しんと風しんの混合ワクチンを、第1期・第2期で1回ずつ接種

大猫不妊去勢手術の 補助金が変わります

現在、大洲市では飼い犬や飼い猫の不妊去勢手術に対して、補助金を交付していますが、補助額を次のとおり改定します。

補助金額 1件3,000円

（登録している犬：年度内制限なし）
（猫：二世帯一年度2匹まで）

実施時期 4月1日から

問い合わせ先 市役所保険環境課生活衛生係
☎ 242111（内線166）



交通災害共済

3月1日
受付開始

市民交通災害共済は愛媛県市町総合事務組合が行っている公的共済制度です。
各行政区の区長、行政連絡員の皆さんを通じて申込書（住所・氏名記入済み）を配布します。
万一の場合に備えて、家族で加入しましょう。

加入申込みについて

交通災害共済に加入を希望する人は、各行政区の区長などを通じて申込んでください。

掛金
大人 600円
中学生以下 250円

共済期間

平成18年4月1日から1年間

加入資格

大洲市に居住し、住民基本台帳に記録または外国人登録されている人、および共済加入者の被扶養者で大洲市外に居住して

適用となる交通事故とは、日本国内で、航空機・船舶・汽車・電車・バス・モノレール・トrolleyバス・自動車・原動機付自転車・自転車・荷車・車いすなどの交通により、歩行者や交通乗用具に乗っている共済加入者が軌道そのほか道路交通法に規定する道路など（一般の交通の用に供する場所）で交通乗用具の接触または衝突などにより災

加入資格

大洲市に居住し、住民基本台帳に記録または外国人登録されている人、および共済加入者の被扶養者で大洲市外に居住して

加入資格

大洲市に居住し、住民基本台帳に記録または外国人登録されている人、および共済加入者の被扶養者で大洲市外に居住して

**支払われる保険金
災害見舞金の支払額**

災害の程度	金額
死亡	1,000,000円
医師の治療実日数360日以上 の傷害	200,000円
医師の治療実日数180日以上 360日未満の傷害	175,000円
医師の治療実日数96日以上 180日未満の傷害	150,000円
医師の治療実日数80日以上 96日未満の傷害	125,000円
医師の治療実日数64日以上 80日未満の傷害	100,000円
医師の治療実日数48日以上 64日未満の傷害	75,000円
医師の治療実日数32日以上 48日未満の傷害	50,000円
医師の治療実日数16日以上 32日未満の傷害	30,000円
医師の治療実日数7日以上 16日未満の傷害	10,000円

平成18年度 交通災害共済加入申込書

世帯主氏名		No		氏名	整理番号	加入	掛金
住所		1					
区名		2					
追加加入者（右欄に氏名のない場合）		3					
No	氏名	生年月日	性別	掛金			
共済期間		自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日					
		掛金額計					

問い合わせ先

- 市役所総務課地域安全係 ☎ 242111（内線322）
- 長浜支所総務課 ☎ 521111（内線17）
- 脇川支所総務課 ☎ 342311（内線111）
- 河辺支所総務課 ☎ 392111（内線116）

▲加入されない人は加入申込書の加入欄に「×」を記入して下さい。